

介護保険料のお知らせ

65 歳以上の人（第 1 号被保険者）の介護保険料は、3 年ごとに改定することになっており、平成 27 年度が改定の年になります。問合 高齢介護課保険料係（市役所 1 階 8 番窓口）

65 歳以上の人介護保険料が見直されました

■ 介護保険料新旧対照表 ※介護保険料が 10 段階制から 11 段階制に変わりました。

旧区分	H24～H26 年度保険料	新区分	対 象 者	H27～H29 年度保険料
第 1 段階	2 万 6,280 円	第 1 段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の人。世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額および合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	3 万 1,080 円
第 2 段階	2 万 6,280 円			
第 3 段階	3 万 4,160 円	第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額および合計所得金額の合計額が 120 万円以下の人	4 万 3,510 円
第 4 段階	3 万 9,420 円	第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、第 1・2 段階に該当しない人	4 万 6,620 円
第 5 段階	4 万 3,620 円	第 4 段階	世帯員に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で課税年金収入額および合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	5 万 4,700 円
第 6 段階	5 万 2,560 円	第 5 段階	世帯員に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で課税年金収入額および合計所得金額の合計額が 80 万円を超えている人	6 万 2,160 円
第 7 段階	5 万 8,860 円	第 6 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の人	6 万 9,610 円
第 8 段階	6 万 5,700 円	第 7 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の人	7 万 7,700 円
第 9 段階	7 万 8,840 円	第 8 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の人	9 万 3,240 円
		第 9 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満の人	10 万 5,670 円
第 10 段階	9 万 1,980 円	第 10 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 800 万円未満の人	11 万 4,990 円
		第 11 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 800 万円以上の人	12 万 4,320 円

本市における 65 歳以上の人介護保険料については、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間に提供される介護サービス費用の見込みに基づき、保険給付費の 22 パーセントを本市にお住まいの 65 歳以上の人数で割った額を基準額として上表のとおり決定しました。

皆さんの介護保険料については、前年中の所得が確定する

7 月に決定します。4 月から 6 月までは仮の保険料額を徴収させていただきますので、4 月中旬ごろにお送りする仮徴収額通知書および納付書でご確認ください。なお、年金から天引き（特別徴収）されている人につきましては、4 月、6 月が仮徴収期間となり 2 月分保険料額と同じ金額になります。仮徴収額通知書はお送りしませんのでご了承ください。

65 歳以上の人介護保険料の減免制度について

次の要件の①か②に該当する人は、介護保険料の減免を受けることができます。

①対象者の要件（次の要件をすべて満たす人）

●保険料の段階が第 2・3 段階の人で、申請日時点で世帯全員が市民税非課税の人

●世帯主およびすべての世帯員の前年中の収入金額の合計が次の額以下であること

▷1 人世帯…前年中の収入金額が 111 万円以下

▷2 人世帯…前年中の収入金額が 157 万円以下

▷3 人世帯…前年中の収入金額が 203 万円以下

（以降世帯員が 1 人増えるごとに 46 万円を加算する）

なお、前年中の収入金額とは、障がい年金、遺族年金、失業給付などの非課税収入を含むすべての収入金額をいう。

また、事業所得などの収入で売上原価などの必要経費がある収入については、必要経費を控除した後の金額とする。

●所得税・市民税の扶養控除において、また健康保険などの医療保険において他の世帯の被扶養者となっていないこと

●世帯全員が、現に居住している土地および家屋以外に資産を有していないこと。また、現に居住している土地については、200 ㎡（約 60 坪）を超えていないこと

●世帯全員の銀行預金などの元本合計が 350 万円以下であること

◎減免額 今の段階の保険料を第 1 段階の保険料に減額

②対象者の要件（次の要件を満たす人）

●介護保険給付において、食費・居住費の特例減額措置を受けている人

◎減免額 今の段階の保険料を 1 段階下の保険料に減額

◎減免期間

●減免申請書の受付月から当該年度の 3 月分までとする。ただし、4 月から 6 月までの申請については、仮算定期間のため保留し 7 月に決定

◎申請に必要な書類（高齢介護課の窓口にあります）

●保険料減免申請書・銀行などの調査同意書・収入申告書・資産等申告書

◎申請に必要なもの

●世帯全員の銀行預金通帳など・本人の印鑑・介護保険証・健康保険証

●世帯全員の給与証明書や年金の支払通知（源泉徴収票）などの前年中の収入がわかるもの。

また、この減免以外に失業や災害など、やむを得ない事情により介護保険料の納付が困難になった場合などに、保険料の減免を受けられることがあります。窓口にご相談ください。

問合 高齢介護課保険料係（市役所 1 階 8 番窓口）

文化薫るまち、いずみおおつ。「泉大津市文化フォーラム」

平成 27 年度文化フォーラム !! 豪華な顔ぶれ、6 回開催！

泉大津市が、ホットな話題を集める著名な方々を招いて開いている平成 27 年度「文化フォーラム」の講師が決まりました。6 年目の今年は歴史、文学を中心に 6 回、開催します。質の高い文化芸術に触れ、心豊かな市民生活を送ってもらうのを目的としています。入場は無料で、会場はテクスピア大阪（旭町）のテ

クスピアホールです。午後 2 時～3 時 30 分（1 時間場）。当日先着 500 人（申し込み不要）。南海電鉄後援。

今回は、講師から市民の皆さんへのメッセージ（講演要旨）を掲載しました。皆さん、ぜひ、ご来場ください。

問合 秘書広報課（市役所 4 階）

第 1 回目は、
5 月 3 日(日)開催

絵本でこどもたちを元気に 長谷川義史絵本ライブ

平成 27 年度文化フォーラム日程／講師のメッセージ

●5 月 3 日(日) 「絵本でこどもたちを元気に～長谷川義史絵本ライブ」

▷長谷川義史（よしふみ）氏（絵本作家、講談社出版文化賞絵本賞、日本絵本賞、小学館児童出版文化賞）

絵本ってこんなに楽しいよ！ 即興で絵を描いたり、ウクレレを弾きながら歌を歌ったり、絵本の読み語りなど、心の底から楽しめるライブショーです。笑ったり、ほっこりしたり、励まされたり……ご家族そろって『絵本パワー』で心豊かなひとときを体験していただけます。心にしみるバラエティーを通じて、子どもの夢を育てませんか。

●6 月 7 日(日) 「『村上海賊の娘』と泉州の海賊衆」

▷和田 竜（りょう）氏（作家、2014 年本屋大賞、吉川英治文学新人賞、親鸞賞、城戸賞）

1576 年、織田信長の水軍が大阪湾を封鎖し、それを村上海賊が主力の毛利水軍が打ち破った第一次木津川合戦。この海戦は従来、「織田方（C）新潮社の水軍が海戦に不慣れだったから」という漠然とした解釈がなされ、敗北した織田水軍の実態についてはまったく触れられてきませんでした。しかし、織田方の水軍にもプロが存在し、それが泉州の海賊、眞鍋家でした。当日は眞鍋家を中心に、泉州の侍たちについてお話します。

●7 月 5 日(日) 「吉田松陰とその家族」

▷一坂太郎氏（至誠館大学特任教授、萩博物館特別学芸員）

西洋列強の外圧がアジアに迫った幕末、長州の吉田松陰は危機に動かされ、脱藩。アメリカへの密航未遂と国禁を破り、日本を救おうとした。そして安政の大獄に連座して、30 歳で処刑される。このような、ある意味で特殊な人物は、どのような環境から生まれたのか。松陰を取り巻く家族、同志から、その問題を考え、合わせて松下村塾の教育についても話してみたい。

●9 月 27 日(日) 「本能寺の変と四国説―新出史料の意義」

▷藤田達生（たつお）氏（三重大大学教育学部教授・学部長、日本史学）

2014 年 6 月 23 日、岡山市の林原美術館において館蔵の新史料「石谷（いしがい）家文書」

（全 3 巻、47 点）に関するマスコミ発表があり、特に「本能寺の変」関係史料の「(天正 10 年) 5 月 21 日付斎藤利三（さいとうとしみつ）宛（あて）長宗我部元親（ちようそかべもとちか）書状」が大きく取り上げられた。

新史料の発見によって、信長の四国出兵のギリギリの時点まで、すなわち本能寺の変直前まで、長宗我部氏が光秀の重臣斎藤氏を介して信長と領土交渉していたことが明らかになった。変には相当複雑な事情があることが確定され、従来の「単独謀反説」は成り立たなくなったのである。本講演においては、なぜ光秀が長宗我部氏の危機を打開するべくクーデターを選択したのかについてお話ししたい。

●12 月 20 日(日) 講演＆実物資料展示「鉄砲伝来と江戸時代の科学～澤田コレクションの公開」（※併せて古式銃、甲冑、和時計、からくりの無料鑑定会を公開で実施、鑑定希望者は事前募集）

▷澤田 平氏（「開運！なんでも鑑定団」鑑定士、堺鉄砲研究会主宰、整骨院経営）

天文 12 年（1543）の鉄砲伝来は、ヨーロッパ文明との直接的な出会いであり、その後世界的に突出する日本のハイテクノロジーの出発点になりました。江戸時代には 8 連発の火縄銃や和時計、エレキテル（電気発生装置）、歩数計、ライター、万年筆など驚くべきハイテク製品が生まれました。普段は見られない、貴重な品々を会場に持参します。日本の底力を感じてみませんか。

●1 月 24 日(日) 「スポーツも・子育ても・社会活動も～複線人生のすすめ」

▷奥野史子氏（バルセロナ五輪シンクロナイズドスイミング銅メダリスト、スポーツコメンテーター、京都市教育委員、日本水泳連盟アスリート委員）

国内や世界の数々の大会に出場してきたなかで、バルセロナ五輪に出場したのは 20 歳のとき。あの経験があったから、どんな場面でも頑張れるようになりました。朝原宣治さん(北京五輪 4×100m リレー銅メダリスト)と結婚し、3 児にめぐまれ、子育てから学ぶことも多く、現在はスポーツコメンテーターとしてテレビやラジオなどの各メディアに出演させていただいています。スポーツも、子育ても、社会活動も、私を形作る大切なものです。

日に、その年金から直接お支払いいただきます。

なお、特別徴収をやめて、口座振替でのお支払いを希望する人は、高齢介護課窓口への申し出により変更できる場合があります。

仮徴収（平成26年中の所得が確定するまでの仮納付…4・6・8月）

(1)平成26年2月に保険料を特別徴収で支払った人

4月の年金受給時に、2月に支払った金額と同額を仮徴収額としてお支払いいただきます。この場合、保険料額の通知はありません。ただし、6・8月分は、4月分と同額が適当でないことが判断すれば仮徴収額が変更される場合があります。その場合は、変更通知書が送付されます。

(2)平成26年度は普通徴収で、4・6・8月から新たに特別徴収の対象となる人

平成26年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。その場合、事前に「保険料仮徴収額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付しますので、ご確認ください。



なお、平成26年度に引き続き普通徴収（口座振替や納付書）でお支払いいただく人は、仮徴収は行われません。

本算定後の特別徴収

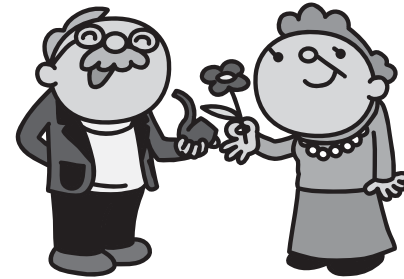
平成27年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）後の10月以降、引き続き、または新たに特別徴収となる人は、7月に「保険料額決定通知書」と「特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。

10・12・2月の年金受給時に、平成26年中の所得に基づいて計算された年間保険料から仮徴収などによりすでに納めていただいた金額を差し引いた額を、支払回数に振り分けて納めていただきます。

問合 ▽大阪府後期高齢者医療広域連合・資格管理課（☎06・4790・2028 FAX06・4790・2030 祝日を除く月・金曜日の午前9時～午後5時30分）▽高齢介護課（市役所1階8番窓口）

後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

- ◎平成27年度の保険料
- ◎保険料は所得状況に応じ軽減されます
- ◎保険料のお知らせ方法と納め方



平成27年度の保険料について

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに設定しています。平成27年度は、被保険者均等割額5万2607円、所得割率10・41％により保険料を算定します。なお、保険料率は平成26年度と同じです。

保険料の軽減が受けられる場合

①被保険者均等割額の軽減

世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額（5万2607円）が軽減されます

②所得割額の軽減

所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかる所得金額が58万円以下（年金収入のみの場合はその収入が211万円以下※）の人は、所得割額が一律5割軽減されます。

※収入のあった年の12月31日時点で65歳以上の人の場合

③会社の健康保険などの被扶養者であった人の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、所得割額は課されず、被保険者均等割額の9割が軽減されます。

なお、国民健康保険・国民健康

康保険組合に加入していた人は対象となりません。

④留意事項

軽減対象となる人の判定は、大阪府後期高齢者医療広域連合が市から提供された所得情報に基づいて行いますので、被保険者の皆さんから申請する必要はありません。ただし、所得情報がない場合は判定できませんので、高齢介護課窓口への簡易申告などが必要です。

保険料額のお知らせと納め方

①普通徴収（口座振替や納付書でお支払い）の人

本年7月に、平成27年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）にかかる「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付しますので、その後、口座振替や納付書（納入通知書）の方法により9期（7月から翌年3月まで）で納めていただきます。

なお、年度の途中から特別徴収に変更となる場合があります。

②特別徴収（年金からのお支払い）の人

年金受給額が年額18万円以上の人は、原則年6回の年金受給

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ 健康診査・人間ドックの 費用を助成します！



■健康診査 ～年に1回無料で受けられます！～

4月下旬ごろ、府後期高齢者医療広域連合の被保険者に、「健康診査受診券」をお送りします。年度途中に新たに75歳になる人には、誕生月の翌月当初に順次お送りします。

受診券が届きましたら、広域連合が指定する医療機関などで無料（年度中に1回）で受診できます。受診の際は、事前に医療機関などにご連絡のうえ、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

ただし、次に示すような長期入院中や施設入所中の人などは、病院・施設において健康管理が図られているため、健康診査の対象者から除いています。

健康診査の対象とならない人

- ①病院または診療所に6か月以上継続して入院中の入
- ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所または入居している人

なお、退院・退所したなど事情が変わった場合は、受診券を発行しますので、お問い合わせください。

■人間ドック ～最大2万6,000円を助成～

府後期高齢者医療広域連合では、被保険者が人間ドックを受診した場合の費用の一部を助成しています。

費用の助成を受けるには、高齢介護課窓口に必要な書類

を持参し、申請する必要があります。

なお、各年度中1回の受診に対し、2万6,000円を上限として費用の一部を助成します。

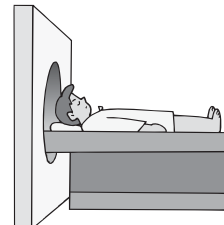
【申請に必要なもの】

- ▷人間ドックの領収書の写し
- ▷検査項目が確認できるもの（検査結果通知書の写しなど）
- ▷被保険者証
- ▷口座情報がわかるもの
- ▷認印

【注意事項】

人間ドックを受診した人は、申請するまでの間、領収書などを大切に保管してください。

問合 大阪府後期高齢者医療広域連合・給付課（☎06・4790・2031 FAX06・4790・2030 祝日を除く月・金曜日 午前9時～午後5時30分）または高齢介護課（市役所1階6番窓口）



■平成27年度 後期高齢者医療制度 の保険料算出方法

保険料
(年額)
(限度額 57万円)

均等割額
被保険者
1人当たり
5万2,607円

所得割額
賦課のもととなる
所得(※)×所得
割率(10.41%)

※所得割額の算定にかかる賦課のもととなる所得金額は前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額33万円を控除した額です。雑損失の繰越控除額は控除しません。

■所得ごとの均等割額の軽減率

所得の判定区分	軽減割合	軽減後の均等割額（年額）
①下欄②に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき（ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する）	9割	5,260円
②世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が、基礎控除額（33万円）を超えないとき	8.5割	7,891円
③世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が【基礎控除額（33万円）+26万円×被保険者の数】を超えないとき	5割	2万6,303円
④世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額などが【基礎控除額（33万円）+47万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	4万2,085円

※基礎控除額等の数値については、今後の税法改正などによって変動することがあります。

※軽減に該当するかどうかを判断するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険料仮決定納付通知書をお送りします。 保険料は必ず納期限内に納めましょう！

国民健康保険は、会社などの健康保険に加入していない自営業の人などが、病気やケガをしたときに医療費の負担を少なくするため、収入などに応じて保険料を納付していただき、保険料と国や府の補助金などを合わせて医療費に充てる相互扶助を目的としている制度ですので、保険料は国民健康保険事業の大切な財源となっています。

加入者の負担の公平性を図るため、特別の事情もなく保険料を滞納している人に対して財産調査などを行い、差し押さえなどの滞納処分を執行していきますので、保険料は必ず納期限内に納めてください。

仮算定期間（4～6月）の保険料を4月上旬に通知します

国民健康保険料は、年度ごとに世帯単位で算出する所得割額（前年中の総所得金額から計算）、均等割額（加入者数により計算）、平等割額（一世帯あたりの金額）の合計額です。

しかし、賦課期日現在（4月1日）には、前年中の所得が把握できないため、4～6月を「仮算定期間」とし、7月に本算定をして平成27年度の年間保険料を確定します。

仮算定期間（4～6月）

前年度保険料の12分の3か月分を仮決定保険料としたものです。なお、4月1日の時点において、介護分保険料該当者が1人もいない場合には、前年度保険料より介護分保険料を除きます。

なお、仮算定期間の保険料は、4月上旬に通知します。仮算定期間中の被保険者の異動（資格取得、喪失など）に伴う保険料の更正は、7月の本算定時にあわせて計算し、保険料を調整します。

本算定（7月）

7月に、「平成26年中の総所得金額」と「平成27年度の

保険料率ならびに加入人数など」により本算定をし、今年度の年間保険料を確定します。7月以降に納めていただく保険料は、確定した年間保険料から仮算定期間の保険料を差し引いた金額を7月から3月の9か月で振り分けます。

なお、本算定以降に、転出または他の健康保険への加入などにより、国民健康保険の資格が喪失した場合、資格喪失の月以降に保険料を精算させていただきます場合があります。

保険料は納期限内に納めてください

特別な事情がなく、保険料を滞納すると次のような措置がとられます。

①督促状の送付

②短期被保険者証（3か月更新）の交付

③資格証明書の交付…被保険者であることを証明するだけのものなので、医療費はいったん全額自己負担になります。

④保険給付の差し止め…保険給付の全額または一部が差し止められるとともに、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれる場合があります。

上記の措置とは別に滞納状況が改善されない場合は、財産調査のうえ、差し押さえなどの滞納処分を行います。

失業や災害など、やむを得ない事情により保険料の納付が困難になった場合は、納付相談にお越しく下さい。

保険料の納付は口座振替が便利です

というっかり保険料を納め忘れないために、原則、口座振替での納付をお願いしています。

市指定の金融機関、郵便局または市役所保険年金課で手続きをしてください。

問合 保険年金課（市役所1階5番窓口）

40～74歳は、特定健診が無料です！ 年に1回、特定健康診査を受け生活習慣病の予防を！



40～74歳の人へ

生活習慣病の予防などを目的に、特定健康診査（以下、特定健診）が行われています。特定健診は、市民の皆さんがそれぞれ加入している保険者によって行われ、対象者には、特定健診の案内が各保険者からあります。市では、国民健康保険（以下、国保）に加入している40歳から74歳の人を対象に、次のような流れで特定健診を実施しています。また、国保では昨年度から自己負担額が無料になっていますので、年に1回は特定健診を受けて、自分の健康状態をご確認ください。

特定健康診査利用の流れ

①受診券の送付 4月下旬に保険年金課から市国保加入者に「特定健康診査受診券」（水色）を送付します。

②特定健診の日程確認 特定健診は保健センターなどで行う集団健診と、指定医療機関で行う個別健診がありますので、下表1で日程などをご確認ください。集団健診は、ホテル健診など、追加で実施する予定です。その際は、広報いずみお

おつなどでお知らせしますのでご確認ください。また、下表1および左頁下表2のとおり特定健康診査受診券を使って、国保プチドックや人間ドックを受診することも可能です。（ただし、いずれか1つのみ）

③受診日の持物 受診当日は、泉大津市国民健康保険被保険者証（保険証）、特定健診受診券をご持参ください。

④健診結果の通知 受診後、健診結果が通知されます。メタボリックシンドロームによる生活習慣病（糖尿病や高血圧など）のリスクが高いと判定された人には、特定保健指導の案内が届きます。生活習慣病の発症、重症化予防のためにも、ぜひ保健指導を受けてください。

特定健診の健診項目 ①診察 ②身体計測（身長、体重、腹囲）③血圧測定 ④血液検査（脂質、血糖、肝機能、腎機能等）⑤尿検査 ⑥心電図

なお、眼底検査については、一定の条件を満たす人のみが対象となりますので、希望する人は、必ず受診前に保険年金課にお問い合わせください。

今年度75歳になる人へ

誕生日を境に健康診査の受診方法がかわります。現在国保にご加入で、今年度75歳になる人は、誕生日前日までと誕生日以降で、次のとおり健康診査の受診方法が異なります。

健康診査をいつ受診するかはご自分で決めることができますので、選択した健康診査の受診方法で年1回の受診をお願いします。

○75歳誕生日前日まで 75歳の誕生日前日までに、特定健診受診券を使って受診できます。

○75歳誕生日当日以降 誕生日の翌月上旬に、府後期高齢者医療広域連合から届く受診券を使って、後期高齢者医療健康診査を受診できます。健診料は無料です。

問合 保険年金課（市役所1階5番窓口）

（表1）特定健康診査の日程・場所 健診は年度内に特定健診、国保プチドック、人間ドックのいずれか一回の受診に限ります。

	対 象	日 程	申込方法	健診会場
特定健診 集団健診 個別健診	40～74歳 (75歳誕生日の前日～S51.3.31生まれ)	5/29(金)、6/21(日)、10/18(日)※2	予約不要。受付時間：午前9時～午前11時30分	保健センター（宮町2－25）
		受診券到着後～平成28年3月31日	受診前に医療機関にお問い合わせください	市内特定健康診査指定医療機関（受診券同封のパンフレット参照）
国保プチドック※1		6/4(木)、5(金)、29(月)、30(火)	各日とも定員100人で要予約。特定健診受診券に同封のプチドック案内ちらしを参照してください。（4月下旬送付予定）	保健センター
人間ドック	30～74歳 (受診時現在)	○40～74歳…受診券到着後～平成28年3月31日 ○30～39歳…受診券は届きません。受診前に必ず保険年金課窓口へ申請してください。	要予約（直接医療機関へ）	人間ドック指定医療機関（表2）

※1 国保プチドックとは、特定健診と3つのがん検診（肺・胃・大腸）がセットで受診できる予約制の健診です。

※2 6/21、10/18は特定健診のほか、保健センターが実施するがん検診（肺・胃・大腸）が実施されます。ただし、この日にがん検診の受診を希望する場合は、保健センターへの予約（先着順）が必要になります。予約開始日など詳しくは今月号中綴じの「成人保健予定表」をご覧ください。

（表2）人間ドック・脳ドック指定医療機関一覧（料金は税込み）

医療機関名	電話番号	所在地	人間ドック	脳ドック		助成額（上限）
			基本料金	基本料金	人間ドックと同日実施の場合	
泉大津市立病院	32・5622	泉大津市下条町	4万5,360円	4万3,200円	同日実施なし	人間ドック3万円 脳ドック2万円
府中クリニック	40・2154	和泉市肥子町	4万1,040円	5万4,000円	3万4,560円	
岸和田徳洲会病院	072・445・9908	岸和田市加守町	4万円	3万5,000円	3万2,000円	
ベルクリニック	072・224・1717	堺市堺区戎島町	4万5,360円	実施なし	実施なし	
聖授会OCAT 予防医療センター	0120・728・797	大阪市浪速区湊町	4万3,200円	4万8,600円	3万2,400円	
鳳総合健診センター	072・260・5555	堺市西区鳳東町	4万3,200円	4万8,600円	2万7,000円	
大手前病院 健康管理センター	06・6941・9620	大阪市中央区大手前	初回：5万0,760円、 2回目～：4万8,060円	脳ドックのみは不可	3万8,880円	
馬場記念病院	072・265・6006	堺市西区浜寺船尾町	4万3,200円	5万4,000円	2万7,000円	

※脳ドックと30～39歳の人間ドックは、受診前に必ず保険年金課へ申請してください。「助成決定通知書」をお渡しします。なお、40～74歳の人間ドックは「特定健康診査受診券」が決定通知書の代わりになりますので申請は不要です。

※「助成決定通知書」か「特定健康診査受診券」を受診時に指定医療機関の窓口へ提出し、基本料金から助成額を引いた金額をお支払いください。

（例）市立病院で人間ドックを受けた場合 4万5,360円－3万円＝1万5,360円をお支払いください。

（例）府中クリニックで人間ドックと脳ドックを同日に受けた場合 4万1,040円＋3万4,560円－3万円－2万円＝2万5,600円をお支払いください。

可燃ごみ指定袋の販売収益を積み立てた基金です

地域環境基金を活用し さまざまな事業を行います！

【基金の使い道についてのご提案はこちら】
▷環境課（市役所 2 階 21 番窓口）
▷FAX 22・6040 ▷メールアドレス：kankyou@city.izumiotsu.osaka.jp



低炭素社会推進に役立つ機器 設置者に補助金を交付します！

地球温暖化防止対策の一環として、次の機器の設置者に予算の範囲内で補助金を交付します。

■交付を受けられる人（次のすべてを満たす人）

①市内に住所を有し、みずからが居住する住宅に設置すること ②同一の世帯員を含めて、市税などの滞納がないこと ③その他、交付要綱に定める要件に該当すること ④過去にこの制度による補助金を受けていないこと

1. 高効率給湯器購入補助金（設置後に申請）

■補助対象給湯器 ①潜熱回収型給湯器（エコジョーズ） ②ガスエンジン給湯器（エコウィル） ③CO2 冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート） ④家庭用燃料電池（エネファーム）

■補助金の額 ①上限 1 万円 ②・③上限 2 万円 ④上限 5 万円（1 世帯 1 台）

■設置および申請期間 4 月 1 日(火)～平成 28 年 3 月 31 日(木)

■助成予定台数 先着 180 台程度

2. 雨水タンク設置補助金（購入前に申請）

■補助対象タンク 80 リットル以上の雨水タンク

■補助金の額 雨水タンク購入費の 2 分の 1 以内（千円未満切り捨て、上限 2 万円）

■事前申請期間 4 月 1 日(火)～平成 28 年 2 月 29 日(月)

■助成予定台数 先着 10 台程度

3. 電気自動車用充電スタンド設置費補助金（購入前に申請）

電気自動車の普及を促進するため、一般ユーザーが利用できる電気自動車用充電スタンドを市内に設置する場合、補助金を交付します。

■交付を受けられる人（①～③のすべてを満たす人）

①市税を滞納していない事業者および人であること（同一世帯者も含む）

②市内に当該施設を設置する事業者および人であること

③その他、各々の交付要綱に定める要件に該当すること

■補助金の額 上限 2 万円

■事前申請期間 4 月 1 日(火)～平成 28 年 2 月 29 日(月)

可燃ごみ指定袋の収益を積み立てた「地域環境基金」は、ごみの減量や環境教育などの事業に活用します。また、環境基金の使途について、市民の皆さんからのアイデアを随時募集しています。FAX、メール、はがき、封書でご応募、または窓口へご持参ください。



住宅用太陽光発電 システム設置補助金 の交付希望者を 募集します！（設置後に申請）

自然エネルギーの活用を促進し、市民の自主的な環境保全に関する取り組みを支援するため、住宅用太陽光発電システムを設置する人に対して、補助金を交付します

■交付を受けられる人（①～⑥のすべてを満たす人）

①市内に住所を有し、みずからが居住する住宅に設置すること ②同一の世帯員を含めて、市税などの滞納がないこと ③電力会社と電力供給契約を締結していること ④市が行う環境保全事業に積極的に協力でき、家庭でのエネルギー使用状況などに関する調査に協力できること ⑤その他、交付要綱に定める要件に該当すること ⑥過去にこの制度による補助金を受けていないこと

■補助対象 住宅用太陽光発電システム（受給最大電力が 10kW 未満）

■補助金の額 出力 1 kW 当たり 1 万 5,000 円（上限 9 万円／件）

■設置および申請期間 4 月 1 日(火)～平成 28 年 3 月 31 日(木)

先着順。申請は設置後に行ってください。

■助成予定件数 先着 100 件程度



幼児 2 人乗り自転車購入費助成金の希望者を募集します！（購入前に申請）

幼児 2 人同乗用自転車を購入した人に対して助成金を交付します。なお、事前申請期間内に、申請多数の場合は抽選とします。

■交付を受けられる人（①～⑤をすべて満たす人）

①市内に住所を有し、かつ現に居住していること ②同一の世帯員を含めて、市税などの滞納がないこと ③6 歳未満の幼児を 2 人以上養育していること ④その他、交付要綱に定める要件に該当すること ⑤過去にこの制度による助成金を受けていないこと（1 世帯につき 1 台のみ）

■対象自転車 市から購入承諾書通知を受けた後に購入した自転車で、一般社団法人自転車協会が定める自転車安全基準または一般財団法人製品安全協会が定める認定基準に適合し、

「BAA マーク」もしくは「SG マーク」と、「幼児 2 人同乗基準適合車マーク」の 2 種類が貼付されており、前後に 2 席の専用幼児用座席（ヘッドガードがあるもの）を装備したもの。ただし、中古品および転売品は対象となりません。

■助成金額 購入費の 2 分の 1 に相当する額（千円未満切り捨て）※同時購入した専用幼児用座席前後 2 席および幼児用ヘルメット 2 個に係る費用も含む ■限度額 ▷電動アシスト機能なし… 3 万円 ▷電動アシスト機能付き… 4 万 5,000 円

■事前申請期間 4 月 1 日(火)～ 30 日(木) ■助成予定台数 ▷電動アシスト機能なし… 50 台程度 ▷電動アシスト機能付き… 50 台程度



泉大津市エコハウス認定奨励金 の交付希望者を募集します！（ 設置後に申請）

自然エネルギーの活用を促進し、市民の自主的な環境保全に関する取り組みを支援することを目的として、住宅用太陽光発電システムなどのエコハウス設備を設置するなど、一定の要件を満たす家屋を「エコハウス」として認定し、その所有者に対し、予算の範囲内において、泉大津市エコハウス認定奨励金を交付します。

■エコハウス設備とは ▷ア）住宅用太陽光発電システム ▷イ）太陽熱利用システムもしくは高効率給湯器（ガスエンジン給湯器、CO2 冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、家庭用燃料電池のいずれか） ▷ウ）電気自動車（プラグインハイブリッドカーを含む）もしくは蓄電池、または HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）

■交付を受けられる人（①～⑤をすべて満たす人）

①市内に住所を有し、みずからが居住する住宅に設置すること ②同一の世帯員を含めて、市税などの滞納がないこと ③みずから居住する住宅に、上記エコハウス設備ア・イ・ウのうち、それぞれ 1 つ以上を平成 24 年 4 月 1 日以降に設置し、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日の間にア・イ・ウすべての設置を完了し、現に所有していること ④その他、交付要綱に定める要件に該当すること ⑤過去にこの制度による奨励金を受けていないこと

■奨励金の額 5 万円

■申請期間 4 月 1 日(火)～平成 28 年 3 月 31 日(木)

※なお、詳細については、環境課までお問い合わせください。

ほかにも、このような
事業に取り組みます！

★有価物集団回収助成事業 ★不法投棄防止啓発事業 ★資源循環型システムモデル事業 ★環境学習副読本活用事業 ★環境教育指導員配置事業 ★環境教育出前講座事業 ★環境体験学習推進事業 ★大津川環境探検学習事業 ★緑のカーテン推進事業 ★エコクッキング事業 ★レジ袋削減推進事業 ★新エネルギー導入促進事業 ★自転車活用促進事業 ★小・中学校体育館 LED 照明整備事業 ★4R 推進事業 ★環境教材拡充事業

「ごみ」から「資源」へ ～この機会に団体登録しませんか!!～ 始めませんか集団回収！ 新規登録団体募集中！

有価物集団回収とは？

自治会や子供会、老人会、集合住宅の管理組合などのグループで、回収の場所・日時をあらかじめ決めておき、家庭から出る資源ごみを再生資源回収業者に引渡す自主的なリサイクル活動のことです。

市から助成金がもらえます！

▷回収基本金（資源 1 kg につき） 7 円 ▷回収参加金 20 トン未満…9,000 円、20 トン以上…1 万 5,000 円

メリットは？

①行政（市役所）の回収を経ることなく、地域の皆さんが協力して古紙類を分別回収したものを専門業者に引き渡しリサイクルされるため、市が処理するごみの処理経費の削減になります ②地域の皆さんが、互いに協力して資源の回収を行うので、地域でのコミュニケーションが深まります ③リサイクル意識の向上につながります ④回収量に応じて市から



ごみ減量機器購入助成の交付希 望者を募集！（購入前に申請）

ごみ減量化対策の一環として、次のごみ減量機器の購入に対し、予算の範囲内で助成金または補助金を交付します。なお、事前申請期間内に、申請多数の場合は抽選とします。また、申請期間終了後、予算額に達していない場合は、引き続き予算額に達するまでの間、先着順にて受け付けます。

■交付を受けられる人（①～③をすべて満たす人）

①市内に住所を有し、市内の居住する場所に設置すること ②同一の世帯員を含めて、市税などの滞納がないこと ③その他、交付要綱に定める要件に該当すること

1. 生ごみ処理機購入助成金

■助成対象機器 家庭から出る生ごみを機械的に処理し、消滅、堆肥化または減容化する処理機（生ごみを単に破壊処理するものは含みません）

■助成金の額 生ごみ処理機購入費（消費税を含む）の 3 分の 2 以内（千円未満切り捨て、上限 4 万円）

■事前申請期間 4 月 1 日(火)～ 30 日(木)

■助成予定台数 30 台

2. コンポスト購入補助金

■補助対象機器 土中の微生物または生ごみ堆肥化促進剤などを利用し、生ごみを発酵・分解することにより、堆肥化または消滅させる 80 リットル以上のコンポスト容器

■補助金の額 コンポスト購入費（消費税を含む）の 2 分の 1 以内（千円未満切り捨て、上限 2 万円） ■事前申請期間 4 月 1 日(火)～ 30 日(木) ■助成予定台数 10 台

必ず購入前に申請してください。購入後の申請は受け付け対象外となります